

市立豊中病院総合情報通信システム（TOPICS）
更新に係るネットワーク調達 プロポーザル実施要領

令和6年（2024年）8月

市立豊中病院

1. 市立豊中病院総合情報通信システム(TOPICS)更新の概要

1.1. 趣旨

当院では、地域の中核病院として市民への「心温かな信頼される医療」を提供するため、また安全で質の高い医療の確保のため、平成 21 年に電子カルテシステムと各部門システムを連携した市立豊中病院総合情報通信システム（以下「TOPICS」という。）を導入し、院内の情報化を推進してきました。平成 27 年に TOPICS の更新を行い、さらに令和 2 年に TOPICS の再整備を実施し、社会情勢に応えられる医療情報基盤の確立を継続しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により、これまでの生活様式等が大きく変化し、リモートワーク・オンライン決済等の情報技術の活用が社会的に一般化してきており、当院においても診療業務継続のためオンライン診療やオンライン面会の導入等の対応を行ってきております。こうした情報技術を活用した社会変革の流れは、今後もスマートフォンやタブレット等のデバイス、クラウドサービスやソーシャルネットワークサービス(SNS)の普及とともに一層加速していくものと予測され、当院においても、これからのデジタル時代にふさわしい診療業務のあり方や情報基盤の整備が求められています。

このような背景のもと、次期 TOPICS で実現すべき方向性を整理するため、現行システムの現状と課題、次期 TOPICS を検討する上で重要と考える示唆を整理し、次期 TOPICS における重点要素を定義するとともに、「患者さんに寄り添い、質の高い医療を支援する効率的な病院システムの構築」をコンセプトに掲げ、「患者サービスの向上に係る施策」「職員の業務効率化に係る施策」「効果的・安定的なシステム利用に係る施策」を推進することとしました。

昨今の病院情報システムにおける課題として、ランサムウェア感染等のサイバー攻撃が問題となっており、効果的・安定的なシステム利用を実現するには、サイバーセキュリティ対策が必要不可欠となっております。本調達ではサイバー攻撃に対応するべく、ネットワークセキュリティ対策について専門的な知見を持ったインフラ構築事業者からの提案を募る為、TOPICS ネットワークについて分離調達を行います。

1.2. 業務概要

件名：市立豊中病院総合情報通信システム(TOPICS)更新に係るネットワーク調達

業務期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

予算：180,000 千円（消費税及び地方消費税込み、旅費等に係る一切の費用を含む。）

1.3. 提案募集

提案募集の概要等は次のとおりです。

(1) 概要

- 本業務をより効率的・経済的に行うため、ネットワーク構築及びセキュリティ対策について、優れた機能、ノウハウ等を含む提案を広く募集し、開発及び運用（保守）等業務の導入業者を決定するものである。

(2) 名称

- 市立豊中病院総合情報通信システム(TOPICS)更新に係るネットワーク調達提案募集

(3) 内容

- ・ 「市立豊中病院総合情報通信システム(TOPICS)更新に係るネットワーク調達提案依頼書」(以下「提案依頼書」という。)に基づき、提案を作成すること。

(4) 主催者及び事務局

- ① 主催者は市立豊中病院総合情報通信システム(TOPICS)更新に係るネットワーク調達提案事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)とします。
- ② 選定委員会事務局(以下「事務局」という。)は以下のとおりとします。

(事務局)

市立豊中病院 医療情報室 担当：佐々木、土井

電話：06-6843-0101

メールアドレス：info@chp.toyonaka.osaka.jp

1. 4. 提案参加資格

本要項の「3. 提案参加資格審査に関する事項」に基づく提案参加資格審査により、資格ありと認められた事業者のみ企画提案書等を提出できます。なお、本提案募集については、共同企業体による提案は認めません。また本調達の全部若しくは主たる部分を第三者へ委託し、又は請け負わせることはできません。

2. 調達に関する事項

2. 1. 調達概要

本調達では TOPICS ネットワーク機器及びセキュリティ機器、リモート接続システムを更新し、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」最新版に準拠したセキュリティ対策を施すことを目的とします。調達内容は以下のとおりです。

- (1) TOPICS ネットワーク機器一式
- (2) リモート接続システム機器一式
- (3) TOPICS ネットワークの構築及びセキュリティ強化対応に係る役務
- (4) 初期運用支援期間における保守に係る役務
- (5) TOPICS 更新に係るシステム調達受注事業者等との調整及び協働

2. 2. ネットワーク構築期間について

- ・ 次期 TOPICS の稼動期間は令和 8 年 1 月から令和 13 年 12 月までの 72 ヶ月とします。
- ・ ネットワーク構築期間は令和 7 年 10 月 31 日まで、初期運用支援期間は令和 8 年 3 月 31 日までとします。
- ・ 本調達ではネットワーク構築から初期運用支援期間に係る費用までを調達範囲に含むものとします。
- ・ 本調達を受託する事業者は、本調達履行後の保守運用業務も担うものとし、保守運用期間内における保守契約を別途締結することとします。

3. 提案参加資格審査に関する事項

3.1. 資格要件

本募集に参加する者は、企画提案書等の提出期日において、次に掲げる要件をいずれも満たすものとします。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めません。

- (1) 豊中市入札参加資格登録業者であること若しくは令和 6・7 年度豊中市入札参加資格登録業者の資格要件を有しており、豊中市入札参加資格審査申請に必要な書類の提出が可能なこと。
- (2) 令和 6 年 8 月より遡って 5 年間の間に、市立豊中病院と同規模（500 床）以上の病院への院内ネットワークの構築、開発及び調達を一括で行った導入実績が 3 施設以上あること、
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 本市から豊中市入札参加停止基準（令和 2 年 4 月 1 日実施）に基づく入札参加停止措置を受けていない、若しくは、それに準ずる行為を行っていないこと。
- (5) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（令和 2 年 2 月 4 日実施）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 条）第 381 条第 1 項（会社の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画許可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなします。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 契約保証金の納付手続きが可能なこと。

4. 実施スケジュール

本業務の実施スケジュールは以下のとおりとします。なお、下記スケジュールは予定であるため、変更が生じる場合は、ホームページ等により公表します。

項目	日程
提案募集に関する説明会	令和6年8月6日午後1時より(30分程度)
提案参加表明書提出期限	令和6年8月8日午後3時まで
質問事項の受付期限	令和6年8月20日午後5時まで
質問事項の回答	随時 最終回答：令和6年8月27日
提案参加申込期限	令和6年9月12日午後3時まで
参加資格の確認(書類審査)	令和6年9月13日から9月19日
書類審査結果通知	令和6年9月20日
第2次審査実施通知(メール及び郵送)	令和6年9月20日
第2次審査(技術提案評価)	令和6年10月上旬
第2次審査(運用提案評価)	令和6年10月中旬
審査結果通知(メール及び郵送)	令和6年10月中旬
最終審査結果の公表	令和6年10月下旬
契約予定日	令和6年12月予定

5. 提案募集に関する要項

5.1. 提案募集に関する説明会

令和6年8月6日午後1時より当院管理棟5階講堂にて提案募集に関する説明会を実施します。説明会の参加希望者は開始5分前には管理棟5階講堂にお集まりください。

5.2. 提案参加表明書の提出

- (1) 本調達に係る提案参加表明を行う場合は、令和6年8月8日15時までに提案参加表明書を作成し、事務局へ事前連絡の上、業務時間内(月曜日～金曜日 9時～17時)に当院管理棟4階コンピュータ室までご提出ください。
- (2) 提案参加表明を行った事業者には調達仕様書、提案依頼書及び提案参加申込に係る様式一式をCD-Rでお渡しします。

5.3. 提案募集に関する質問及び回答

- (1) 質問受付

- ・ 提案参加表明及びに提案参加申込に関する質問は、令和6年8月20日午後5時までに事務局担当者へ電子メールにより送信してください。
- ・ 質問時はメールの件名を「ネットワーク提案質問」とし、質問書に質問の要旨を簡潔に記入し送信してください。
- ・ 質問の様式は任意としますが、対象の書類及び項番を明記し、どの部分に係る質問か明確になるよう質問してください。
- ・ 電話での質問は受け付けません。ただし、質問の内容に疑義が生じた場合は、こちらから質問者へ電話等で問い合わせする場合があります。
- ・ 施設の視察等を希望される事業者は事務局宛に連絡してください。ただし、視察内容によっては対応ができない場合があります。

(2) 質問回答

- ・ 質問に対する回答は、電子メールにて令和6年8月27日までに随時回答します。
- ・ 質問メールを受け付けた際は翌運営日（月曜日～金曜日）の午後5時までに受信確認メールを返信します。返信がなかった場合には事務局担当者まで電話にてご確認ください。
- ・ すべての提案参加表明者に対して周知が必要な事項については、質問者への回答に加え当院ホームページにて周知を行います。

5.4. 提案参加申込

(1) 提出書類

- ① 本調達に係る提案参加申込を行う場合は、令和6年9月12日午後3時までに以下の提案参加申込に係る様式により資料を作成し、事務局へ事前連絡の上、業務時間内(月曜日～金曜日 9時～17時)に当院管理棟4階コンピュータ室 事務局までご提出ください。

提出書類の内容	内 容	様 式
提案参加申込書	■提案事業者の社名・代表者名等	様式1
会社概要	■商号又は名称 ■代表者名 ■設立年月日 ■本店所在地 ■営業拠点数 ■従業員数 ■資本金 ■沿革 ■業務内容 ■ISO登録の有無	様式2

提出書類の内容	内 容	様 式
	■プライバシーマーク認定の有無	
入札参加停止措置等状況調書	■本市の入札参加停止措置又は入札参加除外措置の有無 ■国又は他の自治体の入札参加停止措置又は入札参加除外措置の有無 ■契約解除の有無 ■書面での警告の有無	様式 3
業務実績	■500床以上の病床数を有する病院における病院ネットワーク構築等業務実績	様式 4
業務実施体制書	■プロジェクト体制表 ■プロジェクトマネージャー、プロジェクトリーダーの業務実績、資格等	様式 5
見積書	■本調達に係る導入費用 ■保守運用費(6年)	様式 6
機器構成表	■ハードウェア一覧 ■ライセンス等付属品一覧 ■ネットワーク構成図	任意書式
企画提案書	■提案依頼書に対応した企画提案	任意書式

(2) 提出方法

- 提出書類は、書類毎のインデックスを付け、全体をフラットファイル等で綴り、提出ファイルとして10部提出してください。
- 形 式：A4 縦(様式毎に両面印刷) 左端綴
※企画提案書はA4 横(両面印刷) 上端綴で提出してください。
- 提出書類への押印は不要です。
- 提出ファイルと合わせてすべての提出書類について電子媒体(CD-ROM 若しくはDVD-R)に保存し、1部提出してください。
- 提出ファイル及び電子媒体の表面には本提案募集の名称及び社名を記載してください。

(3) 提案の辞退について

- 提案参加表明後に提案を辞退する場合は、事務局まで事前連絡の上、速やかに辞退届(様式7)を提出してください。

5.5. 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない者及び提案参加資格審査において虚偽の申込を行った者が提案したとき。選定会議事務局から提案参加資格を認められた者であっても、最優秀提案者の決定時点において参加資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書等を提出しないとき。
- (3) 2 つ以上の提案をしたとき。
- (4) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者が提案したとき。
- (6) その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

5.6. 審査方法

- (1) 豊中市職員で構成する選定委員会を設置し、審査します。
- (2) 審査は 2 段階で行い、第 1 次審査は書類審査、第 2 次審査は技術提案審査と運用管理提案審査を実施します。
- (3) 審査は、選定委員会で定める審査項目に基づき、選定委員会の各委員が採点を行う方式とします。
- (4) 第 1 次審査は、事務局が書類を審査し、上位 3 者を第 2 次審査参加業者とします。
- (5) 第 2 次審査は、各委員が技術提案及び運用管理提案の内容で審査して採点します。
- (6) 全委員の評価合計得点が最も高い提案者を第一優先交渉者に選定します。ただし、合計得点の最も高い提案者が 2 人以上あったときは、選定委員会の合議により第一優先交渉者を選定します。また、合計点数が満点の 50%以上を満たす提案者がいない場合は、第一優先交渉者を選定せず、別途、再審査あるいは再募集を行うものとします。
- (7) 第 2 次審査（技術提案審査）の内容は以下のとおりです。
 - ・ 発表時間等は 40 分程度とします。（1 提案者につき 30 分程度のプレゼンテーションのあと、質疑応答を行います）
 - ・ 企画提案書の技術提案内容を踏まえて主にセキュリティ強化等に向けた提案やリモート保守環境構築の手法等、技術的な提案に関するプレゼンテーションを行っていただき審査します。
 - ・ プレゼンテーションに使用するスライド資料は企画提案書の技術提案を元に発表時間内に収まる範囲内で作成してください。
 - ・ プレゼンテーションに使用するスライド資料の配布を行う場合は、提案事業者が配付資料を用意し、事前に選定委員に配布を行ってください。配布資料を用意する場合は 10 部程度ご用意ください。
 - ・ プレゼンテーションに必要な端末及びスクリーンに投影するスライド資料については提案事業者が用意するものとします。スクリーン、プロジェクター(D-Sub 又は HDMI)、電源は病院が用意したものを使用してください。
 - ・ プレゼンテーションは業務実施体制書に記載されたプロジェクトマネージャーが行ってください。
 - ・ 当日の出席者は 1 提案者あたり 4 名以内（プレゼンテーションを行う担当者を含む）とします。

(8) 第2次審査（運用管理提案審査）の内容は以下のとおりです。

- ・ 発表時間等：30分程度（1提案者につき20分程度のプレゼンテーションのあと、質疑応答を行います）
- ・ 企画提案書の運用管理提案の内容を踏まえて主にプロジェクトの管理手法、ネットワーク導入後の保守体制やリモート保守管理等の対応に関するプレゼンテーションを行っていただき、提案内容について審査します。
- ・ プレゼンテーションに使用するスライド資料は企画提案書の運用管理提案を元に発表時間内に収まる範囲内で作成してください。
- ・ プレゼンテーションに使用するスライド資料の配布を行う場合は、提案事業者が配付資料を用意し、事前に選定委員に配布を行ってください。配布資料を用意する場合は10部程度ご用意ください。
- ・ プレゼンテーションに必要な端末及びスクリーンに投影するスライド資料については提案事業者が用意するものとします。スクリーン、プロジェクター（D-Sub 又は HDMI）、電源は病院が用意したものを使用してください。
- ・ プレゼンテーションは業務実施体制書に記載されたプロジェクトマネージャーが行ってください。
- ・ 当日の出席者は1提案者あたり4名以内（プレゼンテーション実施者を含む）とします。

(9) 審査項目

評価事項	評価項目	配点割合
実績評価	■同規模での病院内ネットワークの構築実績 ■プロジェクトマネージャー及びプロジェクトリーダーの実績及び資格 について審査・評価する。	5%
技術提案評価	■セキュリティ対策に係る提案 ■ネットワークの効率的・安定的な稼動に係る提案 ■提案依頼書の要求事項を上回る提案 について審査・評価する。	35%
運用管理提案評価	■プロジェクトの進め方、管理手法 ■ネットワーク保守運用体制、継続したセキュリティ担保に係る提案 ■提案依頼書の要求事項を上回る提案 について審査・評価する。	35%
価格評価	初期導入費及び保守運用費について適切な価格抑制が行われているかを審査・評価する	25%

※公示開始日から過去3年以内の処分歴などがある場合は、最大で5%減点します

(10) 審査スケジュール

□第1次審査：令和6年9月13日から9月19日

□第2次審査(技術提案審査、運用管理提案審査)：令和6年10月上旬で実施予定

※日程、時間、場所等の詳細は、提案者全てに別途通知します。

(11) 結果通知

第2次審査結果は、令和6年10月下旬に文書で通知します。なお、病院と仕様並びに価格等協議の上、病院の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、第一優先交渉者の通知をもって本業務の受託者を約するものではありません。また、審査結果は、審査結果通知後、近日中に市立豊中病院ホームページ上で公表します。

6. 契約に関する事項

6.1. 仕様書の作成と契約の締結

市立豊中病院総合情報通信システム(TOPICS)更新に係るネットワーク調達の契約については、提案依頼書及び契約候補者の企画提案書等の記載事項並びに現状の運用フローとシステムの機能を調査した内容を踏まえ、市立豊中病院と契約候補者の両方で協議の上、追加・変更・削除を行い、契約に必要な仕様書等を作成し契約を締結します。

6.2. 契約代金の支払時期

上記に係る契約代金については、契約満了後に全額を支払うものとします。(詳細については、契約候補者と別途協議して決定します。)

6.3. 契約保証金

契約保証金については、豊中市病院事業会計規程に準ずるものとします。

7. その他事項

7.1. 実施要領等の遵守

提案募集に参加する者は、この実施要領等を熟読し、これを遵守することとします。また、市立豊中病院の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、不穏当な言動等により、正常な提案の執行を妨げたり、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければなりません。また、提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、この実施要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

7.2. 提案募集に参加するため係る費用の負担

提案募集に参加するために必要な費用は、提案者の負担とします。

7.3. 言語及び通貨

提案募集、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

7.4. 当院に関する情報の目的外での利用の禁止

当院から提供した資料・情報（個人情報を含む）や本募集の中で知り得た情報については、当院への提案作成にのみ利用するものとし、目的外の利用を禁止します。

以上